

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月6日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月6日）

法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

法第24条第9項に基づき、これまでの学校に加え、別紙1の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

なお、別紙2に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで行うものとする。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第 54 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第 55 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないように関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8 月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

(別紙 1)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾 等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密室) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触 感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
社会福祉施設 等	適切な感染防止対策の協力要請	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等
		高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容室、ランドリー、ごみ処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密室)の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限